

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付要領

（目的）

第1条 この要領は、「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（令和2年6月15日付け厚生労働省発社援 0615 第2号厚生労働事務次官通知）及び「介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について」（令和2年6月15日付け社援発 0615 第2号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「高知県社協」という。）が実施する介護福祉士・社会福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）について、その貸付方法や事務手続等を規定し、修学資金の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

（貸付対象者）

第2条 修学資金の貸付対象者は、次の各号の要件を満たす者とする。なお、2以上の都道府県から重複して貸付けを受けることはできないものであること。

（1）次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）に在学する者

イ 法第7条第2号若しくは第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という。）に在学する者

（2）次のアからエまでのいずれかに該当する者であって、卒業後に別紙1に定める区域及び職種の業務に従事しようとする者

ア 高知県内に住民登録をしている者

イ 高知県内の養成施設の学生である者

ウ 養成施設の学生となった年度の前年度に高知県内に住民登録をしていた者であり、かつ、養成施設での修学のため転居をした者

エ アからウに限らず、貸付けを受けようとする者が、養成施設を卒業後に別紙1に定める区域及び職種の業務に従事しようとする者であると高知県社協会長が認めた者

（3）次のア又はイのいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められるもの

ア 学業成績等が優秀と認められる者

イ 卒業後、中核的な介護職員等として就労する意欲があり、資格取得に向けた向学心があると認められる者

2 第3条第3項第4号に定める生活費の加算の貸付対象者に係る家庭の経済状況は、次のいずれかに該当する者とする。（外国人留学生は対象外とする。）

（1）貸付申請時に生活保護世帯の者

（2）前号に準ずる経済状況にある者として、「介護福祉士等修学資金貸付事業にかかる都道府県知事が必要と認める者の範囲について」（平成25年5月2日付け25高福政第122号高知県知事通知）に基づき高知県知事が必要と認める次に掲げる者

ア 前年度または当該年度において次のいずれかの措置を受けた者

(ア) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

(イ) 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

(ウ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条または第90条に基づく国民年金の掛金の減免

(エ) 国民健康保険法（昭和33年法律192号）第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

イ 上記アによりがたい場合は、高知県知事が個別に判断する。

第3条 貸付期間、貸付額及び利子については、次のとおりとする。

2 貸付期間は、原則として養成施設等に在学する正規の修学期間とする。ただし、病気等真にやむを得ないと高知県社協会長が認める事由により留年した期間中については、これに含めることができるものとする。

3 貸付額は月額 50,000 円以内とする。ただし、次の各号に定める額を、加算することができるものとする。

(1) 入学準備金 初回の貸付け時に限り、200,000 円以内

(2) 就職準備金 最終回の貸付け時に限り、200,000 円以内。なお、返還免除対象業務に従事しながら修学する者である場合にあっては、就職準備金は貸付対象外とする（パート、アルバイトを除く）。

(3) 国家試験受験対策費用 卒業見込み年度とその前年度の2年間について、年額 40,000 円以内（第2条第1項第1号アの対象となる者に限る。）

(4) 生活費加算 1月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別紙2に定める額を加算することができるものとする。なお、貸付け後の加齢や転居等により別紙2に定める区分が異なることとなった場合や生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の加算額の見直しはしないこととする。また、年度途中で生活扶助基準の見直しがあった場合も、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額とする。

4 利子は、無利子とする。

（貸付申請）

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、別紙3に掲げる書類を添えて、高知県社協会長に提出しなければならない。なお、別紙3に掲げる書類のほか、本会が審査に必要とする書類の提出を申請者に求めることができる。

2 貸付申請者が未成年者であるときは、申請書に当該貸付申請者の法定代理人（親権者、未成年後見人等）が連署しなければならない。

3 第2条第2項第1号の場合、高知県社協会長は、当該貸付申請者の生活保護の事務を取り扱っている福祉事務所に、貸付けによる自立助長の効果に対する意見を求めるものとする。

（連帯保証人）

第5条 貸付申請者は、連帯保証人を原則2名立てなければならない。ただし、家庭の状況等から

連帯保証人を2名立てることができない、真にやむを得ない事情が認められる場合は、1名とすることができる。

- 2 貸付申請者が未成年者の場合は連帯保証人のうち1名は法定代理人でなければならない。なお、前項のただし書きにより連帯保証人が法定代理人1名となる場合は、返還債務を負担する資力を有する者でなければならない。
- 3 次の各号の要件を満たす個人を連帯保証人とすることができる。
 - (1) 貸付申請者が未成年者である場合の法定代理人以外の連帯保証人は、返還債務を負担する資力を有する者でなければならない。
 - (2) 連帯保証人は、法定代理人の場合を除き、成年の者で、貸付申請者と生計を異にする者でなければならない。
 - (3) 日本国籍を有する者、特別永住者又は永住者の在留資格を持つ外国籍の者でなければならない。
 - (4) 連帯保証人は、法定代理人である場合を除き、本修学資金の借受人又は連帯保証人になっていないこと。
- 4 前項に定める連帯保証人を立てることが困難であると認められる場合は、次の各号の要件を満たす法人を連帯保証人とすることができる。
 - (1) 法人として登記されていること。
 - (2) 健全な財務体質を有していること。
 - (3) 保証能力を有していること。
 - (4) 連帯保証人として、返還完了まで借受人の債務を保証することを理事会又は取締役会で決定していること。
- 5 連帯保証人は、貸付けを受けた者と連携して債務を負担するものとする。

(貸付の選考及び決定)

- 第6条 高知県社協会長は、貸付申請者から提出された貸付申請について、別に定める介護福祉士等修学資金貸付選考会（以下「選考会」という。）に諮り選考するものとする。
- 2 高知県社協会長は、選考結果に基づく貸付けの可否を貸付申請者に通知するものとする。
 - 3 貸付けの決定を受けた者は、高知県社協が指定する日までに借用証書（第4号様式）を提出しなければならない。

(生活保護世帯の者の貸付決定等)

- 第6条の2 高知県社協会長は、生活保護受給世帯の者に対する貸付の可否について、福祉事務所に通知するものとする。
- 2 生活費の加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないことから、高知県社協会長は、貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、次のいずれかに該当する貸付決定を行った場合には、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書（写）等を貸付対象者から提示させる等により生活保護が廃止されているか確認するものとする。
 - (1) 貸付申請時に生活保護受給世帯の高校生であって、高校を卒業し、直ちに養成施設等に就学しようとする者に対する貸付決定を行った場合
 - (2) 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、前号以外の者に対する生活費加算を含む貸付決定を行った場合

（連帯保証人の変更）

第6条の3 修学資金の貸付けの決定を受けた者は、連帯保証人の死亡等に伴い連帯保証人を変更しようとするとき、又は高知県社協会長が連帯保証人を不適当と認めて変更を命じたときは、直ちに連帯保証人変更申請書（第14号様式）に保証書（第15号様式）及び連帯保証人の所得証明書を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

（修学資金の交付）

第7条 修学資金の交付は、年2回とし、原則として口座振込によるものとする。

- 2 修学資金の貸付けを受ける者は、あらかじめ修学資金の振込先を高知県社協会長に届け出（第5号様式）なければならない。なお、振込先は貸付けを受ける者の名義とする。また、振込先を変更する場合は、すみやかに変更後の振込先を高知県社協に届け出（第5号様式）なければならない。
- 3 修学資金の貸付けを受ける者は、4月及び10月の各末日までに請求書（第6号様式）を高知県社協会長に提出しなければならない。
- 4 貸付対象者の授業料の滞納があるなど、貸付金が適正な使途に活用されていない場合は、高知県社協会長は貸付けを一時停止することができるものとする。

（貸付契約の解除及び貸付けの休止）

第8条 高知県社協会長は、貸付けの決定又は交付を受けている者が次の各号の一に該当するときは、その契約を解除するものとする。この場合にあつて、第1号及び第4号については、当該事由が生じた日をもって契約が解除されたものとみなす。

- （1）退学したとき
 - （2）心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき
 - （3）学業成績が著しく不良になつたと認められるとき
 - （4）死亡したとき
 - （5）修学生が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき
 - （6）その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき
- 2 借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸付けを行わないものとする。

（返還債務の当然免除）

第9条 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- （1）養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿若しくは社会福祉士登録簿に登録を行い、別紙1に定める区域及び職種の業務に従事し、かつ、登録日とこれらの業務に従事したいずれか遅い日の属する月以降、次に定める期間引き続きこれらの業務に従事したとき。
 - ア イ又はウに該当しない者が当該業務に従事した場合 5年間
 - イ 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合 3年間
 - ウ 中高年離職者（入学時に45歳以上の者であつて、離職して2年以内の者）が当該業務に従

事した場合 3年間

- (2) 第1号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- 2 前項第1号の場合、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。
- 3 従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸付けを受けた者の意思によらず、高知県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入するものとする。
- 4 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、高知県社協会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験し、合格する意思があると認めた場合、第1項第1号に規定する「養成施設等を卒業した日」を、「国家試験に合格した日」と読み替えるものとする。但し、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であっても、受験資格発生後に実施される国家試験に3回以内に合格した場合に限る。
- 5 社会福祉士又は介護福祉士資格取得者が別紙1に定める職種として従事することができなかった場合であって、別紙1に定める職種の業務を行う施設・事業所等において、養成施設卒業後1年以内に別紙1に定める職種以外の職種に採用された者については、高知県社協会長が本人の申請に基づき別紙1に定める職種に従事する意思があると認めた場合、第1項第1号に規定する「養成施設等を卒業した日から1年以内」を、「養成施設等を卒業した日から2年以内」と読み替えるものとする。
- 6 同条第1項第1号に規定する返還免除対象期間の計算については、次の各号に掲げる方法とする。なお、同時に2以上の事業所等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。
- (1) 5年 在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上
- (2) 3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上

(返還の債務の裁量免除)

第9条の2 高知県社協会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の1に該当するに至ったときは、貸し付けた修学資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部
- (3) 修学資金の貸付けを受けた期間以上別紙1に定める区域内において、第9条第1項に規定する業務に従事したとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部
- 2 前項の第1号及び第2号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

- 3 第1項第3号に規定する返還の債務の裁量免除は、その適用を機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しないものとする。
- 4 裁量免除の額は、別紙1に定める区域内において、第9条第1項に規定する業務に従事した期間（第9条第6項と同様）を、修学資金の貸付けを受けた期間（1年を180日として換算することを標準とし、2年に満たないときは360日とする。）の2分の5（第9条第1項第1号のイ及びウに該当する場合は2分の3）に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）に乗じて得た額とする。

（返還債務の免除申請及び決定）

- 第9条の3 第9条に規定する返還債務の当然免除又は第9条の2に規定する返還債務の裁量免除を受けようとする者（以下「免除申請者」という。）は、修学資金返還免除申請書（第7号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。
- 2 高知県社協会長は、第9条の2に規定する返還債務の裁量免除について免除申請者から申請があったときは、選考会に諮り審査するものとする。
 - 3 高知県社協会長が第9条の2第1項第2号に規定する返還の債務の裁量免除を行う場合、その妥当性について高知県知事の承認を得るものとする。
 - 4 高知県社協会長は、返還債務の免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を免除申請者に通知するものとする。

（返還）

第10条 修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合（他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該事由が生じた日の属する月の翌月から修学資金を返還しなければならない。

- （1）修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- （2）当該養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿若しくは社会福祉士登録簿に登録せず、又は別紙1に定める区域及び職種の業務に従事しなかったとき。
- （3）別紙1に定める区域及び職種の業務に従事する意思がなくなったとき。
- （4）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 返還期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- （1）生活費の加算がない場合

修学資金の貸付けを受けた期間（修学資金が貸付けられなかった期間を除く）の2倍に相当する期間とする。ただし、第3条第3項ただし書きの規定に基づく入学準備金及び就職準備金のいずれか又は両方の加算を受けた場合は、それぞれの加算について8ヶ月を当該期間に加えるものとする。

- （2）生活費の加算がある場合

修学資金の貸付けを受けた期間（修学資金が貸付けられなかった期間を除く）の4倍に相当する期間とする。

3 返還の方法は、月賦又は半年賦の均等払方式によるものとする。返還額は、月賦の場合にあつ

ては次の１号に定める額、半年賦の場合にあっては次の２号に定める額とする。

- (１) 貸付けを受けた修学資金の額を、前項の期間（月数）で除した額以上の額
- (２) 貸付けを受けた修学資金の額を、前項の期間（月数）で除した額の６倍以上の額

（返還の債務の履行猶予）

第１１条 当然猶予

高知県社協会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の１に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (１) 修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設等に在学しているとき。
- (２) 当該養成施設等を卒業後さらに他種の養成施設等において修学しているとき。

２ 裁量猶予

高知県社協会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の１に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (１) 別紙１に定める区域内において第９条第１項に規定する業務に従事しているとき。
- (２) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

（返還猶予申請及び決定）

第１１条の２ 返還の債務の履行猶予を受けようとする者（以下「猶予申請者」という。）は、修学資金返還猶予申請書（第８号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて高知県社協会長に提出しなければならない。

２ 高知県社協会長は、返還の債務の履行猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を猶予申請者に通知するものとする。

（届出義務）

第１２条 修学資金の貸付けの決定又は貸付けを受けた者が、次の各号に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに高知県社協会長に届出（第９号様式）しなければならない。

- (１) 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- (２) 停学又は退学の処分を受けたとき。
- (３) 留年したとき。
- (４) 修学資金の借受けを辞退するとき。

２ 修学資金の貸付けの決定又は貸付けを受けた者が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を確認できる書面を添えてその旨をすみやかに高知県社協会長に届出（第１０号様式）しなければならない。

３ 修学資金の貸付けの決定若しくは貸付けを受けた者、法定代理人（親権者、未成年後見人等）又は連帯保証人の氏名・住所・電話番号・勤務先に変更があった場合は、その旨を直ちに高知県社協会長に届出（第１１号様式）しなければならない。ただし、第５項に該当する場合であって、勤務先の変更のみであるときは、この届出を省略できるものとする。

４ 修学資金の貸付けを受けた者が、別紙１に定める区域及び職種の業務に従事したときは業務従事届（第１２号様式）により、直ちに高知県社協会長に届け出なければならない。また、当該業務従事先に１年を超えて従事する場合は、業務従事後１年ごとに業務従事届（第１２号様式）を

提出するものとする。

- 5 前項の業務従事届（第 12 号様式）を提出した者が別紙 1 に定める区域及び職種の業務従事先を変更したときは、変更後の業務従事届（第 12 号様式）に変更前の業務従事期間証明書（第 13 号様式）を添えて、直ちに高知県社協会長に届け出なければならない。
- 6 修学資金の貸付けを受けた者が養成施設等を卒業し、介護福祉士登録簿若しくは社会福祉士登録簿に登録を行った場合は、すみやかにその登録証の写しを高知県社協に提出しなければならない。
- 7 修学資金の貸付けを受けた者が、第 10 条第 1 項の規定に該当した場合には、本人（該当事由が本人の死亡であるときは連帯保証人）は修学資金返還届（第 16 号様式）を遅滞なく高知県社協会長に提出しなければならない。
- 8 修学資金の貸付けを受けた者が、当該養成施設等を卒業した日から 1 ヶ月を経過した時点で介護福祉士国家試験若しくは社会福祉士国家試験に合格していないとき、又は別紙 1 に定める区域及び職種の業務に従事していないときは、卒業後状況届（第 17 号様式）をすみやかに高知県社協会長に提出しなければならない。

（他種の養成施設等）

第 13 条 第 9 条第 2 項、第 10 条第 1 項及び第 11 条第 1 項第 2 号に規定する「他種の養成施設等」は、介護福祉士指定養成施設等卒業者の場合は社会福祉士指定養成施設等、社会福祉士指定養成施設等卒業者の場合は介護福祉士指定養成施設等であること。

（勤務期間の計算）

第 14 条 修学資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる勤務期間の計算は、介護福祉士等の業務に従事した日の属する月から業務をしなくなった日の前日の属する月までの月数による。

（延滞利息）

第 15 条 第 10 条第 1 項の規定により修学資金を返還しなければならない者が、正当な理由がなく同条第 2 項に定める期間の最終日（以下この条において「最終返還期限」という。）までにこれを返還しなかったときは、当該最終返還期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3 パーセント（但し、令和 2 年 3 月 31 日以前に貸付契約を締結したものについては年 5 パーセント）の割合で計算した延滞利子を納めなければならない。

- 2 当該延滞利子が、払い込みの請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができるものとする。

（実施細目）

第 16 条 この要領に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

1 この要領は、平成28年 3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、平成28年4月1日以後に新たに修学資金の貸与を決定する者の修学資金の貸与及び返還について適用し、同日前に修学資金の貸与を決定した者の修学資金の返還については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年 6月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年10月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行し、平成28年10月11日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年3月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月15日から施行する。

別紙 1 修学資金の返還免除に係る区域及び対象業務

1 区域

(1) 高知県の区域

(2) 以下の施設等において業務に従事する場合は、全国の区域

国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等

※国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。

(3) 東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）

2 対象業務

昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」（以下「業務の範囲等の通知」という。）に基づいた次に掲げる職種

(1) 相談援助業務 「業務の範囲等の通知」の別添1に定める職種

（例：知的障害児施設の児童指導員、老人デイサービスセンターの生活相談員、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員 等）

(2) 介護等の業務 「業務の範囲等の通知」の別添2に定める職種

（例：特別養護老人ホームの介護職員、身体障害者更生施設の介護職員、指定居宅サービスの訪問介護員 等）

(3) 当該施設の長 「業務の範囲等の通知」に定める当該施設の長

対象となる施設・事業所の詳細については、付属資料1及び2を参照。なお、付属資料に記載がないものは、上記2に記載のある通知によるものとする。

別紙 2

(単位：円)

年齢	級 地 区 分					
	1 級地 - 1	1 級地 - 2	2 級地 - 1	2 級地 - 2	3 級地 - 1	3 級地 - 2
19 歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70 歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

※級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第百五十八号）」に準ずる。

別紙 3

(第 4 条関係) 修学資金等貸付申請書の添付書類

申請書類		
貸付申請者	共通	1 修学資金貸付申請書（個人の場合は第 1-1 号様式、法人の場合は第 1-2 号様式） 2 身上調書（第 2 号様式） 3 養成施設等からの推薦状（第 3 号様式） 4 個人情報の取扱いについて（同意書） 5 生計を一にする世帯全員の住民票（外国籍の場合は、国籍・地域、在留資格、在留期間等及び在留期間の満了日の記載ありのもの） 6 生計を一にする世帯全員（通学の学生、生徒及び未就学児を除く）の所得・課税証明書及び前年の所得を証明する次のうちいずれかの書類（申請者が外国人留学生の場合で生計を一にする世帯員が海外に在住している等の理由により、提出できない者は除く。） （1）源泉徴収票の原本 （2）確定申告書の写し 7 第 9 条第 1 項第 1 号ウの中高年離職者に該当する場合、それを証明する書類 8 第 2 条第 1 項第 2 号エに該当する場合、誓約書（第 1-3 号様式）
	生活費加算を申請する場合	1 養成施設へ合格後に貸付申請する場合、次のいずれかの書類 （1）生活保護受給証明書の写し （2）第 2 条第 2 項第 2 号の場合、生活保護世帯に準ずる経済状況にある者であることを確認できる書類 2 養成施設への合格前に貸付申請する場合、上記 1 の書類に加えて、学業が優秀であることを確認するものとして、次のいずれかの書類 （1）貸付対象者が高校生である場合は、高校の調査書、内申書 （2）上記以外の場合は、養成施設等への就学意欲、資格取得後における福祉・介護分野での就労意思等
連帯保証人	（法定代理人以外） 個人の場合	1 住民票（外国籍の場合は、国籍・地域、在留資格、在留期間等及び在留期間の満了日の記載ありのもの） 2 所得証明書 3 その他必要と認められる書類
	法人の場合	1 登記事項証明書（履歴事項全部証明書。発行後 3 か月以内のもの） 2 直近 3 年間の決算書の写し（総括分のみ） （1）貸借対照表 （2）事業活動計算書等の損益計算を表す決算書類 （3）資金収支計算書等のキャッシュフローを表す決算書類（※作成している法人のみ） 3 法人として連帯保証人となる決定が確認できる書類（理事会議事録、取締役会議事録の写し等）

分野	施設種類		職種	
児童分野	児童相談所		児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、心理判定員、児童指導員	
	母子生活支援施設		母子支援員、母子指導員、少年指導員、個別対応職員	
	児童養護施設		児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員、里親支援専門相談員	
	障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）		児童指導員、心理指導担当職員、児童発達支援管理責任者	
	知的障害児施設		児童指導員	
	知的障害児通園施設			
	盲ろうあ児施設			
	肢体不自由児施設			
	児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）		児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員	
	重症心身障害児施設		児童指導員、心理指導員	
	児童自立支援施設		児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、職業指導員	
	児童家庭支援センター		相談員 （児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員）	
	障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）	児童発達支援事業を行う施設		指導員、児童指導員、児童発達支援管理責任者、障害福祉サービス経験者、機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）
		医療型児童発達支援事業を行う施設		児童指導員、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員
		放課後等デイサービス事業を行う施設		指導員、児童指導員、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員、障害福祉サービス経験者
		居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設		訪問支援員、児童発達支援管理責任者
		保育所等訪問支援事業を行う施設		
	障害児相談支援事業		相談支援専門員	
	乳児院		児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員	
	指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの		児童指導員	
	児童自立生活援助事業を行っている施設		相談援助業務を行っている指導員	
	地域子育て支援拠点事業を行っている施設		相談援助業務を行っている職員	
	利用者支援事業を行っている施設			
	児童デイサービス事業（障害児通園事業）			
	地域生活支援事業	障害児等療育支援事業を行っている施設		

分野	施設種類		職種
児童分野	心身障害児総合通園センター		相談援助業務を行っている職員
	子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業）		
	重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設		児童指導員
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関		スクールソーシャルワーカー
高齢者分野	介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員、介護支援専門員
		介護老人保健施設	支援相談員、相談指導員、介護支援専門員
		介護医療院	介護支援専門員
		指定介護療養型医療施設	
	地域包括支援センター		包括的支援事業に係る業務を行う職員
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設		生活相談員、計画作成担当者
	指定通所介護を行う施設		生活相談員、生活指導員
	指定短期入所生活介護を行う施設		
	指定通所リハビリテーションを行う施設		支援相談員
	指定短期入所療養介護を行う施設		
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設		オペレーター
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設		オペレーションセンター従業者
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設		介護支援専門員
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設		
	指定複合型サービスを行う施設		
	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設		生活相談員、介護支援専門員
	居宅介護支援事業を行っている事業所		介護支援専門員
	介護予防支援事業を行っている事業所		担当職員
	第一号介護予防支援事業を行っている事業所		
	養護老人ホーム		生活相談員、生活指導員
	特別養護老人ホーム		
	軽費老人ホーム		
	老人福祉センター		相談・指導を行う職員
	老人短期入所施設		生活相談員、生活指導員
	老人デイサービスセンター		
	老人介護支援センター		相談援助業務を行っている職員
	有料老人ホーム		生活相談員
	高齢者総合相談センター		相談援助業務を行っている相談員
	生活支援ハウス		生活援助員
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業		相談援助業務を行っている生活援助員
	サービス付き高齢者向け住宅		相談援助業務を行っている職員
障害者分野	身体障害者更生相談所		身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー
	身体障害者福祉センター		身体障害者に関する相談に応ずる職員
	点字図書館		相談援助業務を行っている職員
	精神保健福祉センター		精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー
	知的障害者更生相談所		知的障害者福祉司、心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー

分野	施設種類		職種
障害者分野	障害者支援施設		生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
	地域活動支援センター		指導員
	福祉ホーム		管理人
	身体障害者 更生援護施設	身体障害者更生施設	生活支援員、生活指導員
		身体障害者療護施設	
		身体障害者授産施設	
		身体障害者福祉工場	指導員
	精神障害者 社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士、精神障害者社会復帰指導員
		精神障害者授産施設	
		精神障害者福祉工場	
		精神障害者福祉ホーム	管理人
	知的障害者 援護施設	知的障害者更生施設	生活支援員、生活指導員
		知的障害者授産施設	
		知的障害者通勤寮	
	障害福祉サ ービス事業	生活介護を行う施設	生活支援員、サービス管理責任者
		自立訓練を行う施設	
		就労移行支援を行う施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
		就労継続支援を行う施設	生活支援員、サービス管理責任者
		就労定着支援を行う施設	就労定着支援員、サービス管理責任者
		自立生活援助を行う施設	地域生活支援員、サービス管理責任者
		療養介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員
		短期入所を行う施設	
		重度障害者等包括支援を行う施設	
		共同生活介護を行う施設	
		共同生活援助を行う施設	
		事業 地域生活支援	身体障害者自立支援事業を行っている施設
	日中一時支援事業を行っている施設		
	障害者相談支援事業を行っている施設		
	一般相談支援事業所		相談支援専門員
	特定相談支援事業所		
	相談支援事業を行う施設		
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」		相談援助業務を行っている指導員、 ケースワーカー
	発達障害者支援センター		相談支援を担当する職員、 就労支援を担当する職員
	広域障害者職業センター		障害者職業カウンセラー
	地域障害者職業センター		障害者職業カウンセラー、職場適応援助者
	障害者雇用支援センター		障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
	障害者就業・生活支援センター		主任就業支援担当者、就業支援担当者、生活支援担当職員
	公共職業安定所		精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター

分野	施設種類		職種
障害者分野	知的障害者福祉工場		相談援助業務を行っている指導員
	聴覚障害者情報提供施設		相談援助業務を行っている職員
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設		地域体制整備コーディネーター、 地域移行推進員
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設		
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設		相談援助業務を行っている職員
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設		
	第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人		第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人		訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者
その他の分野	地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー
	医療法	病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等）、退院後生活環境相談員
	生活保護法	救護施設	生活指導員
		更生施設	
		授産施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）
		宿所提供施設	
		被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員
	生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計改善支援員
	社会福祉法	福祉事務所	査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、現業員・ケースワーカー、家庭児童福祉主事、家庭相談員、面接相談員、婦人相談員、母子・父子自立支援員、母子相談員、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員、生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員
		隣保館	相談援助業務を行っている指導職員
		都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業（安心生活基盤構築事業）	専門員
		市（特別区を含む）町村 社会福祉協議会	福祉活動専門員、相談援助業務を行っている職員

分野	施設種類		職種
その他の分野	売春防止法	婦人相談所	相談指導員、判定員、婦人相談員
		婦人保護施設	生活指導員
	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員、母子相談員
	刑事収容施設法	刑事施設	刑務官、法務教官、法務技官、福祉専門官
	少年院法	少年院	法務教官、法務技官、福祉専門官
	少年鑑別所法	少年鑑別所	法務教官、法務技官
	更生保護法	地方更生保護委員会	保護観察官
		保護観察所	
	更生保護事業法	更生保護施設	補導主任、補導員
	労働者災害補償保険法	労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員
	難病の患者に対する医療等に関する法律	難病相談支援センター	難病相談支援員
	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行っている施設		相談援助業務を行っている相談員
	母子・父子自立支援プログラム策定事業		母子・父子自立支援プログラム策定員
	就業支援専門員配置等事業		就業支援専門員
	地域福祉センター		相談援助業務を行っている職員
	就労支援事業を行っている事業所		就労支援員
	ひきこもり地域支援センター		ひきこもり支援コーディネーター
	地域生活定着支援センター		相談援助業務を行っている相談員
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所		
	ホームレス自立支援センター		生活相談指導員
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所		相談援助業務を行っている職員
	熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所		
	自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業）家計相談支援モデル事業を行っている事業所		主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計相談支援員
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関		支援コーディネーター
	厚生労働大臣が個別に認めた施設		福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

分野	施設種類	職種
児童福祉法関係の施設・事業	知的障害児施設	入所者の保護に直接従事する職員 ・介助員、看護補助者など
	自閉症児施設	
	知的障害児通園施設	
	盲児施設	
	ろうあ児施設	
	難聴幼児通園施設	
	肢体不自由児施設	
	肢体不自由児通園施設	
	肢体不自由児療護施設	
	重症心身障害児施設	
	重症心身障害児(者)通園事業	
	肢体不自由児施設または重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関	
	児童発達支援	
	放課後等デイサービス	
	障害児入所施設	
	児童発達支援センター	
	保育所等訪問支援	訪問支援員
	居宅訪問型児童発達支援	
障害者総合支援法関係の施設・事業	障害者デイサービス事業	主たる業務が介護等の業務である者 ・介護職員、生活支援員など
	短期入所	
	障害者支援施設	
	療養介護	
	生活介護	
	児童デイサービス	
	共同生活介護(ケアホーム)	
	共同生活援助(グループホーム)	
	自立訓練	
	就労移行支援	
	就労継続支援	
	知的障害者援護施設	
	身体障害者更生援護施設	
	福祉ホーム	
	身体障害者自立支援	
	日中一時支援	
	生活サポート	
	経過的デイサービス事業	

分野	施設種類	職種
障害者総合支援法関係の施設・事業	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	主たる業務が介護等の業務である者 ・介護職員、生活支援員など
	訪問入浴サービス	
	地域活動支援センター	
	精神障害者社会復帰施設	
	在宅重度障害者通所援護事業	
	知的障害者通所援護事業	
	居宅介護	主たる業務が介護等の業務である者 ・訪問介護員、ガイドヘルパーなど
	重度訪問介護	
	行動援護	
	同行援護	
	外出介護（平成18年9月までの事業）	
	移動支援事業	
老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	老人デイサービスセンター	主たる業務が介護等の業務である者 ・介護職員、介護従事者など
	指定通所介護（指定療養通所介護を含む）	
	指定地域密着型通所介護	
	指定介護予防通所介護	
	第1号通所事業	
	指定認知症対応型通所介護	
	指定介護予防認知症対応型通所介護	
	老人短期入所施設	
	指定短期入所生活介護	
	指定介護予防短期入所生活介護	
	養護老人ホーム	
	特別養護老人ホーム	
	指定介護老人福祉施設	
	指定地域密着型介護老人福祉施設	
	軽費老人ホーム	
	ケアハウス	
	有料老人ホーム	
	指定小規模多機能型居宅介護	
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護	
	指定看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	
	指定訪問入浴介護	
	指定介護予防訪問入浴介護	
	指定認知症対応型共同生活介護	
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護	
	介護老人保健施設	
	介護医療院	
	指定通所リハビリテーション	

分野	施設種類	職種
老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業	指定介護予防通所リハビリテーション	主たる業務が介護等の業務である者 ・介護職員、介護従事者など
	指定短期入所療養介護	
	指定介護予防短期入所療養介護	
	指定特定施設入居者生活介護	
	指定介護予防特定施設入居者生活介護	
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護	
	サービス付き高齢者向け住宅	
	指定訪問介護	訪問介護員、ホームヘルパー
	指定介護予防訪問介護	
	第1号訪問事業	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
	指定夜間対応型訪問介護	
生活保護 法関係	救護施設	主たる業務が介護等の業務である者
	更生施設	・介護職員、介助員など
その他の社会福祉施設等	地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務である者 ・介護職員、介護員など
	隣保館デイサービス事業	
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	
	ハンセン病療養所	
	原子爆弾被爆者養護ホーム	※「ハンセン病療養所」において、空床時のベッド メイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに 従事する場合は、対象外
	原子爆弾被爆者デイサービス事業	
	原子爆弾被爆者ショートステイ事業	
	労災特別介護施設	原爆被爆者家庭奉仕員
	原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	
	家政婦紹介所 (個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限り)	家政婦

○病院または診療所

病院	主たる業務が介護等の業務である者
診療所	・介護職員、看護補助者など

※空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する場合は、対象外

○介護等の便宜を供与する事業

地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づく事業(※1)	主たる業務が介護等の業務である者
介護保険法の基準該当居宅・介護予防サービス(指定事業所は除く)(※2)	・介護職員、訪問介護員など
障害者総合支援法の基準該当障害福祉サービス(指定事業所は除く)(※2)	

以下の各サービスに準ずる事業(※1) 非営利法人が実施する介護保険法の指定(基準該当)居宅、第1号訪問事業、第1号通所事業、指定(基準該当)介護予防、指定地域密着型、指定地域密着型介護予防の各サービスまたは障害福祉サービス事業 その他の介護等の便宜を供与する事業(運営主体が法人格を有していること)(※1)	主たる業務が介護等の業務である者
---	------------------

※1 各事業を対象業務として返還猶予・返還免除を申請する場合は、次の条件すべてに該当することが確認できる書類を提出すること。

事業の種類	対象者が「高齢者」「障害児・者」である。
実施要綱・条例・定款等	「高齢者」「障害児・者」「福祉に関する…」等の記載がある。
事業目的・事業概要	介護等の業務を行うことが明記されている。
職種	業務分掌上「介護職員」「訪問介護員」等として配置され、主たる業務が介護等の業務である。

※2 各事業の社会福祉法人・特定非営利活動法人等の非営利法人の場合は、介護保険法の基準該当居宅・介護予防の各サービス、又は障害者総合支援法の基準該当サービスを実施している場合であって、当該サービスの指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であって、以前から同等の事業を継続的に実施しているときは、その事業に従事した期間を返還猶予・返還免除の申請できる期間の対象となります(営利法人の場合は対象となりません)。